

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県

### 2 構造改革特別区域の名称

つくば・東海・日立知的特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

つくば市、伊奈町、谷和原村、守谷市、阿見町、東海村、那珂町、大洗町、日立市、  
ひたちなか市及び水戸市の全域

#### 4 構造改革特別区域の特性

つくば・東海・日立知的特区は、茨城県内の科学技術の集積を多様な新産業の創出に結びつけることをねらいとしている。

茨城県には世界的な研究機関の集積地である「つくば」と総合的な原子科学の拠点化を目指す「東海」があり、県では両地域を核とした「科学技術立県」を目指している。一方「日立」は、研究成果の産業化に欠くことのできない「ものづくり」の一大集積地である。

知的特区は、この三者の連携によってねらいを達成するものであり、「つくば」「東海」「日立」を範囲としている。

##### 4 - 1 . つくば地区（世界的な官民の科学技術の研究機関の集積地）

つくば地区（つくば市、伊奈町、谷和原村、守谷市、阿見町）は、昭和39年閣議において整備が決定し、これまでに総額2.4兆円にもおよぶ投資行われてきた世界的な科学技術の拠点である筑波研究学園都市を含む地区であり、筑波大学をはじめ官民研究機関の集積が進んでいる（国の研究機関：11機関・5,200人の職員、民間の研究機関：260施設、官民あわせて約17,000人の研究者、うち約3,500人の外国人研究者が在籍）。

現在、地域内においてはつくばエクスプレスの整備（平成17年度開業）、圏央道の整備が進められており、今後、東京や成田空港への時間距離が短縮するなど交通等の環境整備が急速に進んでいる。つくばエクスプレスについては、沿線開発が同時に進められており、今後有効活用が期待される用地の確保が容易な地区である。

また、つくば地区では、国の研究機関の独立行政法人化を契機として、官民研究機関の集積から産業創造の拠点への胎動がみられるものの、従来は基礎分野の研究活動を中心としてきたこともあって、これまで

国の研究機関			
	（H12年、独立行政法人移行後）		
	機関数	職員数	
全 国	27か所	10,519人	
つくば	11か所	5,216人	
	(40.7%)	(49.5%)	
研究者数（H11年、周辺開発地区内を含む）			
	国	民間	計
日本人	8,815人	4,552人	13,367人
外国人	3,456人	85人	3,541人
計	12,271人	4,637人	16,908人
大学			
筑波大学	（研究者1,933人）		
図書館情報大学	（研究者 70人）		
	（H14年10月筑波大学に統合）		
筑波技術短期大学	（研究者 117人）		
企業集積（H14年3月）			
周辺開発地区に260社が立地			
支援機関			
つくば研究支援センター			
つくば市の外国人登録者数（H13年12月）			
6,500人			

に産業の集積が形成されるまでには至らなかった。

#### 4 - 2 . 東海地区（日本の総合的な原子科学の研究拠点）

東海地区（東海村，那珂町，大洗町，ひたちなか市，水戸市）は，日本原子力研究所（東海研究所・那珂研究所・大洗研究所），核燃料サイクル機構（東海事業所・大洗工学センター），東京大学（原子力研究総合センター東海分室等）や茨城大学工学部などの機関が立地し，原子力研究の草創期から永く日本の総合的な原子科学の研究拠点としての役割を担ってきた。現在では，生命科学，物質科学など様々な分野での世界最先端の研究が行われる大強度陽子加速器の建設が進められており，幅広い産業技術に関連した研究開発が行われるものと高い期待が寄せられている。

地区内では，北関東自動車道の整備や，平成12年に開港した「常陸那珂港」を中心に国際港湾公園都市づくりを目指すひたちなか地区開発が進展しており，常陸那珂・日立・大洗3港の国際競争力強化や，物流拠点の効率化，利便性の高いアクセス実現を目的とした国際物流特区計画についての検討を，栃木県・群馬県と共同で進めている。

#### 4 - 3 . 日立地区（電機機械産業の集積地）

日立地区（日立市）は，日立製作所グループや下請け企業を中心に国内有数の電機機械産業の集積地として発展してきた地区である。特に，日立市は，就業人口構成比で第二次産業の割合が40.4%（平成12年国勢調査）と高水準にあり，ものづくりの産業基盤（約1,600社の中小企業集積）を有している。また，伝統的に産業界との関連の深い茨城大学工学部が立地している。

しかし近年では，中核企業グループの再編や生産拠点の海外展開により工業出荷額の減少，下請企業の受注減少など地域経済

原子力研究施設	
日本原子力研究所 東海研究所	
	（大強度陽子加速器など）
同 那珂研究所	（JT-60など）
同 大洗研究所	（HTTRなど）
核燃料サイクル開発機構 東海事業所	
	（プルトニウム燃料の開発など）
同 大洗工学センター	
	（高速増殖炉の研究開発など）
研究者数（H13年、技術者を含む）	
日本原子力研究所	約1,200人
核燃料サイクル開発機構	約1,600人
計	約2,800人
大学等	
東京大学、東北大学	
茨城大学、茨城工業高等専門学校	
企業集積	
日立製作所グループの事業所・研究所	
約1,600社の中小企業集積	
支援機関	
日立地区産業支援センター	
ひたちなかテクノセンター	
東海・那珂・大洗町の外国人登録者数	
1,300人	（H13年12月）

の低迷がみられ、経営基盤の強化や産学連携による新事業（第2創業）への進出などが課題となっている。

#### 4 - 4 . 特区地域のポテンシャル

##### 新しい産業革新システムの構築と新産業創出拠点の実現に最適の地

現在日本が直面する喫緊の課題の一つは、国際競争力のある新しい産業を生み出すことである。そのためには、新しい産業革新（イノベーション）のシステムを創造することが極めて重要であり、そのシステムの原動力は、大学や研究機関が有している知的潜在能力（ポテンシャル）を産学官連携によって活用することにある。

当地区は、広範な分野にわたって世界的な研究機関が集積する「つくば地区」、原子力関連研究施設が集積し大強度陽子加速器の建設が進む「東海地区」、そして、国際的な電機機械産業が集積し新産業への転換を進めようとする「日立地区」という、国際的な最先端科学、大規模な基礎科学、国際的な産業化技術という他に例を見ない知的資源の集積を有している。

さらに、筑波研究学園都市の建設以来、その研究成果を地域の産業と結びつけることは本県にとっての20年来の課題であり、現在、当地域内においては様々な連携を生み出すための具体的な施策が進められている。

このようなことから、つくば・東海・日立知的特区は、日本経済に求められている産学官連携を核とした研究成果の産業化という新しい産業革新（イノベーション）システムの実現性が極めて高い地区であり、また、地域産業の活性化のモデルともなる地区であると考えられる。

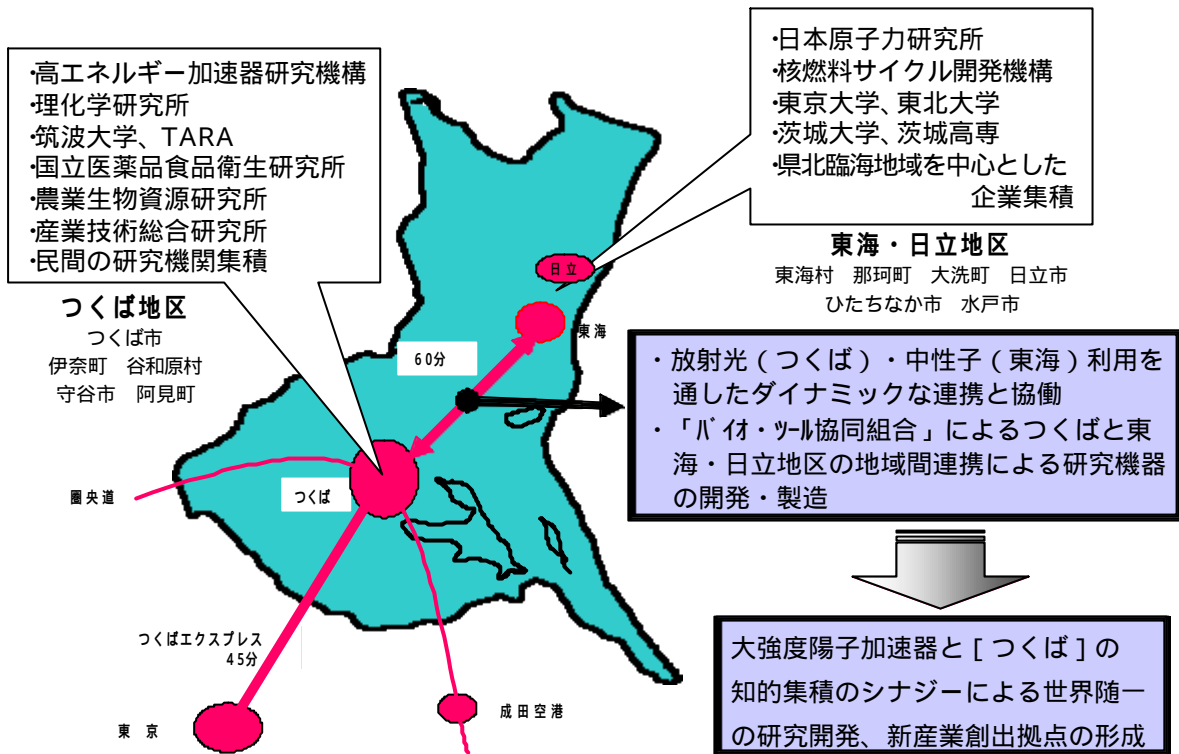


図1：つくば・東海・日立知的特区における知的資源の集積

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 5 - 1 つくば・東海・日立地区における茨城県の実践

平成13年4月には、国の研究機関の独立行政法人化により、各研究機関は研究成果の事業化という社会還元が求められる状況になっていることから、技術移転や研究所発ベンチャーの動きが活発化している。

また、平成16年には国立大学の独立法人化が控えており、大学運営の弾力化を通して大学発ベンチャーの動きも一層加速するものと期待されている。

本県では、当地域における知の集積を活かすため、組織を超えた研究者間のネットワークづくりを目指す「つくばサイエンス・アカデミー」(平成12年11月設立、江崎玲於奈理事長)や、産学官や地域の連携による産業活性化を目指す「つくば連絡会」「県北地域連絡会」の活動など、新たな具体的取り組みが始まっている。

「つくば地区」では、つくば連絡会により研究集積を活用したベンチャー企業100社・上場企業10社の創出を目標とし「つくば新事業創出プログラム」を策定(平成13年11月)し、分野別産業フォーラム活動の支援やインキュベーション施設の整備を進めている。

また、「東海・日立地区」では、大強度陽子加速器等を利用した研究開発支援と新たな産業への展開を目指した「サイエンスフロンティア21構想」(平成14年4月)及び基本計画(平成15年4月予定)が策定されたところである。さらに、県北連絡会により既存企業のビジネスチャンスの獲得、新分野進出と新産業の創出、地域連携と産学官連携を進めるための「県北地域産業活性化プログラム」を策定(平成14年7月)し、具体的な政策展開を図っている。

また、バイオ分野については、官民の研究機関の集積効果を発揮し東京圏や東海・日立地区などの研究・産業拠点との連携を推進するため「バイオ・ゲノム推進会議」を立ち上げ、産学官の連携を図り事業化へ向けて具体的な動きを支援している。

### 5 - 2 つくば・東海・日立地区における地域間連携

研究成果の産業化に際しては、つくばと東海の知の融合を図るとともに、つくばの知を日立を始め県北の既存産業の活性化に役立てるための地域の連携を図っていくことが極めて重要であり、前述のつくば・県北のプログラムやサイエンスフロンティア21計画でも明確に位置づけ

ている。

例えば、350社あまりの企業が参加した産学官連携による産業フォーラムが結成されている。この中にはつくば周辺のみならず、県北の企業も多数参加している。

特に、バイオ分野においては、高エネルギー加速器研究機構（つくば）の放射光によるタンパク質解析と東海の大強度陽子加速器（中性子）による解析はダイナミックな連携と相補的な関係の構築が将来にわたり必要不可欠であり、東海の大強度陽子加速器とつくばの知的集積に加え、日立のものづくりとの連携を深めることが求められている。

さらに、「大強度陽子加速器利用研究会」における日本原子力研究所の研究成果の実用化や、大強度陽子加速器施設関連の地域企業による共同受注、バイオ分野におけるタンパク質解析などの技術開発等県北地域の活性化に取り組んでいる。その具体的な活動として、つくばや東海地区の研究機関が必要とする機器を地域間の連携によって共同で開発・製造する「バイオツール協同組合」を設立（平成15年4月上旬）する。

このほか日立地区では、「産業技術総合研究所の出張技術相談会・テレビ相談システムの導入」「筑波大学附属病院看護部発二一ズによる医療関連機器の改良・開発」等の事業や、日立商工会議所等による、研究シーズの実用化を促進する「ものづくり協議会」など、つくばの研究成果等の活用による既存企業の新分野進出を目指す取り組みが活発化している。

### 5 - 3 規制緩和の必要性

当地域において融合研究や新産業育成のための連携を進めるにあたっては依然としてさまざまな規制が存在し、これが障害になってきたが、本知的特区の活用により、これらの問題を解決することができる。

具体的には、以下のような点が挙げられる。

国の研究機関及び大学が各省庁の縦割り組織となっていることから、研究機関の相互の研究交流、研究テーマ間の交流などが不十分であったこと（研究の融合化が進まない）。

研究データの国への提供の義務付けなどから民間が国の施設を利用しにくかったこと（事業化に向けた実用的研究が進まない）。

国際レベルの研究を進める上で必要な外国人研究者の在留期間の制約や子女の教育環境などの整備が進んでいなかったことから十分に受け入れられてこなかったこと。

土地利用に対する規制から，産業集積が十分に進んでいなかったこと。

#### 5 - 4 「知的特区」の意義

「つくば・東海・日立知的特区」は，こうした様々な規制を可能な限り取り払うことで，これまでに実施してきた施策の効果を加速させ，当地域に存在する知的資源が融合した新しい産業革新（イノベーション）システムを実現することができると思う。

##### （１）全国的な構造改革につながる波及

当地域において実施される構造改革は，様々な規制を緩和することによって，地域の知的資源の融合化から新しい価値を創造する試みであり，特区において開発された「地域連携・産学官連携のシステム」や「科学技術拠点から新産業を創出するイノベーションシステム」等のモデルは，同様の知的資源を有しながらも，その資源が産業創造力に必ずしも結び付いていない全国の他地域においても導入することが可能なものである。

そのため，日本経済全体において，これまで弱いとされてきた科学技術から新産業の創出のプロセス強化が全国の各地において飛躍的に広まっていくことが期待できるものと考えられる。

また，特区において挑戦するつくばと県北の地域間連携の手法は，異なる地域資源の融合によって新たな価値を創造する試みであり，つくばと他地域との連携モデルにもなるもので，特に，つくばエクスプレス沿線の千葉県柏地域や東京都秋葉原との連携，さらには全国レベルの展開が期待できる。

##### （２）地域経済の活性化

知的特区による諸事業は，前述のつくばの新産業創出や県北の産業活性化のプログラムやサイエンスフロンティア21と相まって，相乗効果を上げていくことが期待され，これらの地域における新産業の創出や産業再生に資するものである。

なお，県及び市町村は平成15年度より，新規の新産業・ベンチャーに対する税制優遇（法人事業税，不動産取得税，固定資産税の3年間免税金額）というこれまで例を見ない措置を講ずることとしている。



## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 6 - 1 . 目標

#### ( 1 ) 「つくば・東海・日立知的特区」のねらい

県は、前述の「つくば新事業創出プログラム」(平成13年11月)、「サイエンスフロンティア21構想」(平成14年4月)及び同基本計画(平成15年4月発表予定)、「県北地域産業活性化プログラム」(平成14年7月)を策定し、「知」の集積の活用による産業活性化を図るための施策を展開している。

つくば・東海・日立知的特区は、これらの取り組みの効果を加速させるとともに、

- 官民研究機関の真の融合と知の創生
- 国際レベルの知の集中
- 科学技術拠点から新産業の創出

を構造改革特区制度による規制緩和を活用することによって推進し、知の融合による多様な新産業を創出する地域とすることにより、地域経済の活性化を目指すものである。

これらの取り組みは、産学官連携や地域・地域間連携による、科学技術拠点から新産業を創出するイノベーションシステムのモデルを提示するものであり、日本経済全体の活性化・産業競争力強化に寄与するものである。

#### ( 2 ) 知的特区の将来像

つくば：知識産業の集積拠点に

つくば地区に集積する多分野の研究機関、研究者による融合研究の取り組みにより、次世代をリードする研究成果が次々と生まれる地域を目指すとともに、ベンチャー創出等による知識産業集積拠点を目指す。

東海：総合的な原子科学の研究開発拠点

現在、東海地域では、つくばの高エネルギー加速器研究機構と東海の日本原子力研究所の共同による大強度陽子加速器が建設中であり、つくばと東海のつながりが高まっている

ところであるが、県としてはサイエンスフロンティア21構想の推進により、東海地区に総合原子科学分野における先進的な研究開発の拠点を形成し、つくば地区との協働によるバイオや新材料開発等の研究開発において相補的な関係を目指す。

#### 日立：新事業創出拠点

日立地区はつくば・東海地区での研究成果の実用化や研究機器等の開発・製造などによる新事業創出拠点をを目指す。

#### 東京圏地域との連携ネットワークへ

このような研究機関と地域の連携システムは、つくばエクスプレスの開通にあわせて柏や秋葉原との連携に応用し、東京圏の研究・産業拠点との連携を深めていきたい。

これらを実現するために当地域においては、日本でもトップレベルの産学官の連携システムや地域・地域間の連携システムの構築を図り、日本経済の活性化・競争力強化に寄与し、常に次の時代をリードする国際的な新産業・新事業を創出する地域となることを目標とする。

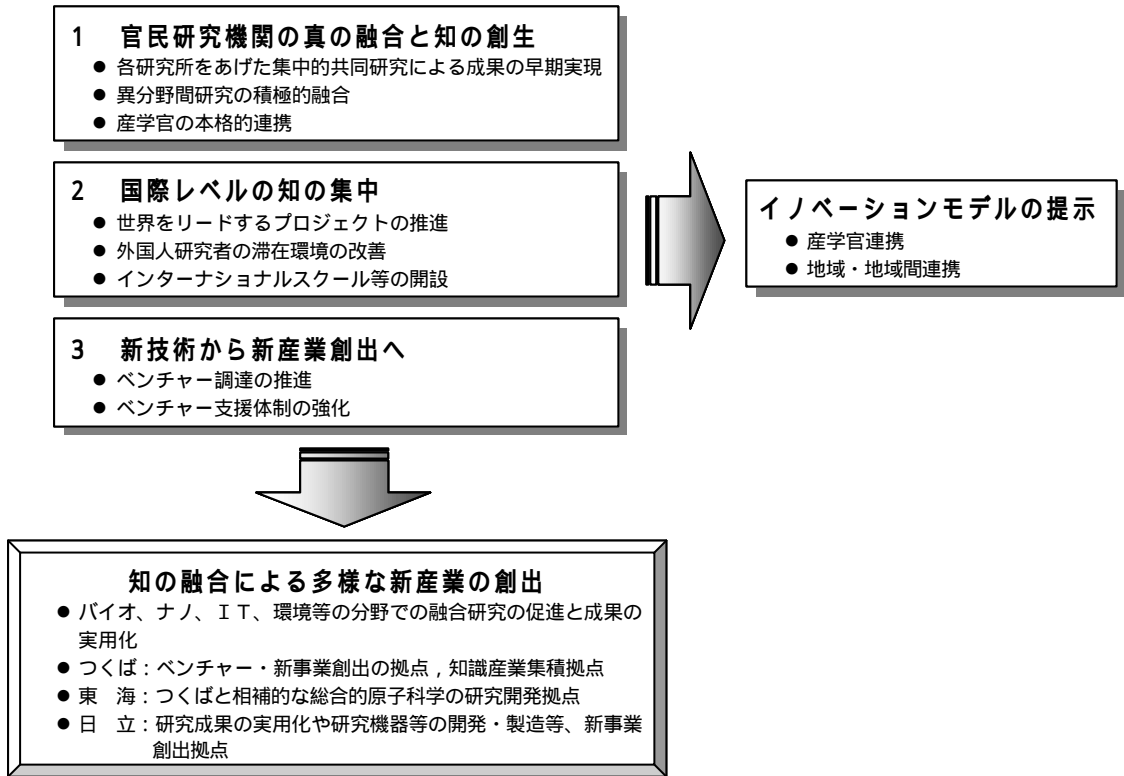


図2：つくば・東海・日立知的特区のねらい

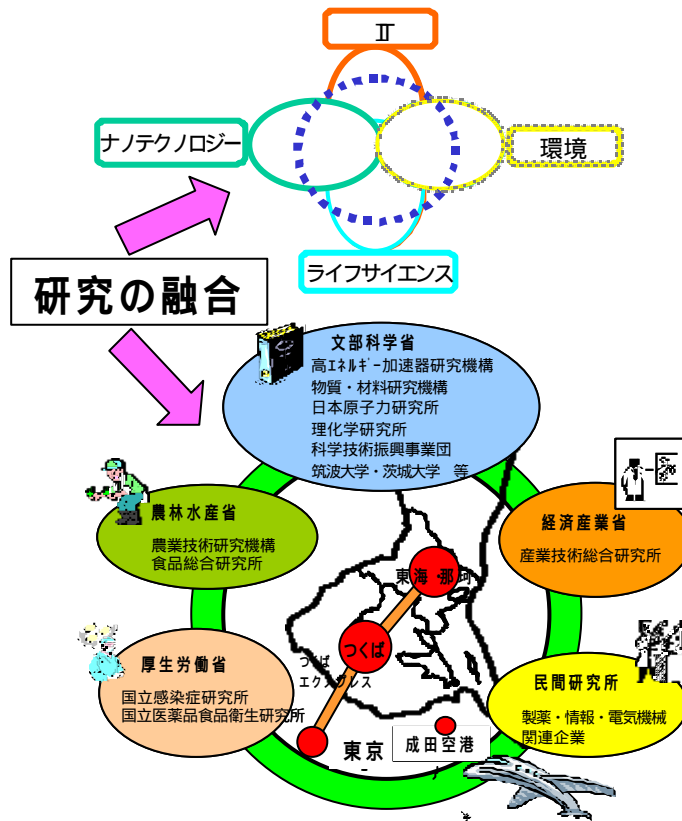


図3：融合化研究のイメージ（機関を超えた融合と分野を超えた融合）

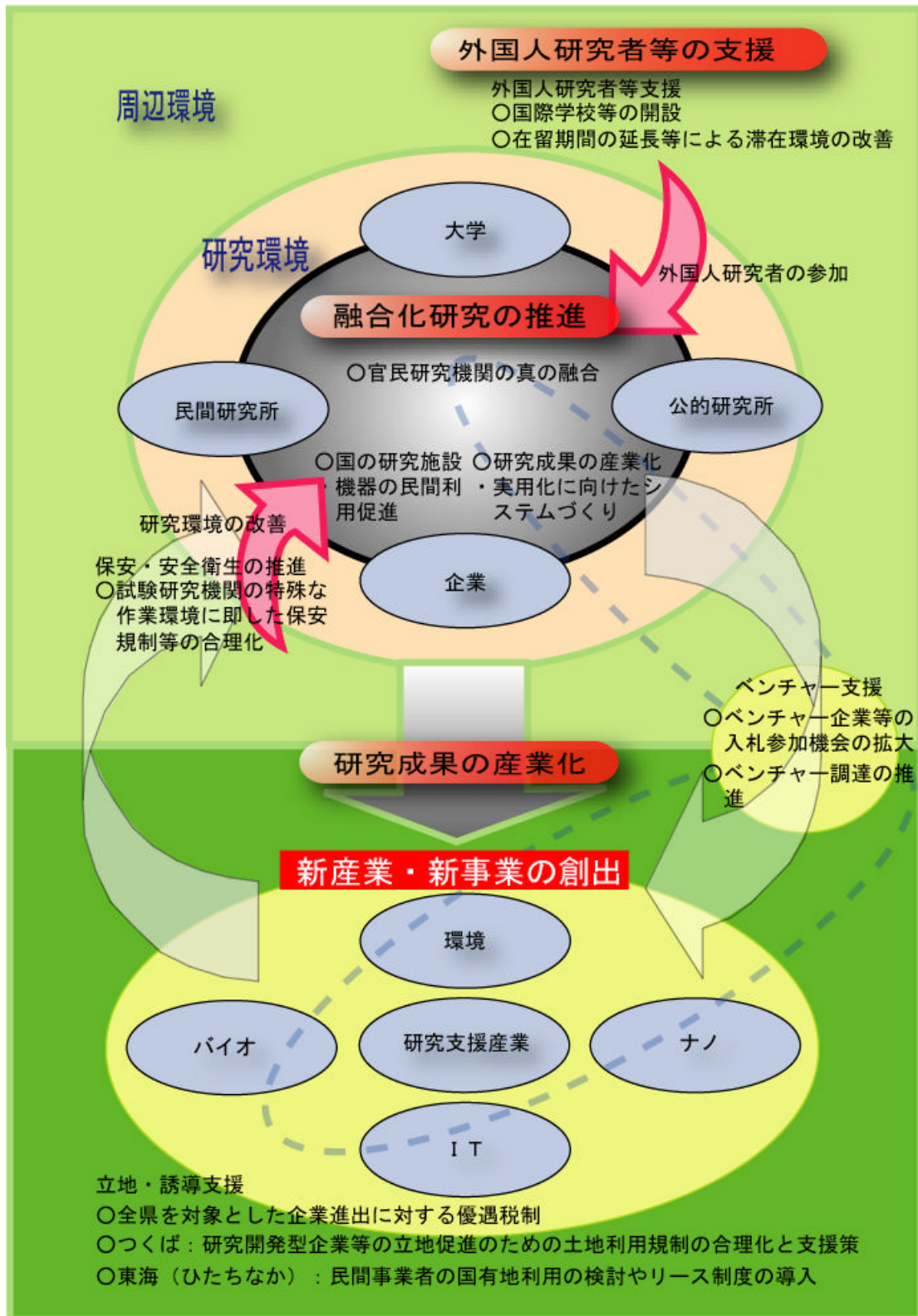


図4 知的特区推進イメージ

## 6 - 2 . 知的特区推進の全体計画

知的特区の推進にあたっては、以下の7つの推進施策とバイオ・ゲノムなどの分野別に推進会議等の設置を行い、具体的に研究の融合化や事業化を進める。

産学官連携のための仕組みづくり

産学官連携のための規制緩和

外国人研究者等の受入れ体制の整備

ベンチャー調達等の推進

土地利用規制の緩和

保安・安全衛生措置等の合理化

研究融合・事業化を推進するための分野別取り組み

以下において、

構造改革特区において実施される特例措置は□内

全国において実施することが明確な規制改革は□内に記述する。

### (1) 産学官連携のための仕組みづくり

つくば・東海地区は、官民の研究機関の集積から、非常に多くの研究開発成果が産み出されてきたが、研究機関の縦割り、全体調整機能の不在、乏しい産の集積がネックとなり、新産業の創出に結びつかなかった。

産学官連携体制の仕組みづくりを通して、従来の機関の枠を超えた、研究内容に応じて柔軟に官民の研究者が集まり、一体的・集中的な研究活動の実施や、研究開発成果の産業化促進を図る。

つくばサイエンス・アカデミーや筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会（筑研協）による機関を超えた連携のあり方

研究者が主体となり様々な分野の研究者間の交流や、産学連携を行っているつくばサイ

エンス・アカデミーや、つくば地区における官民の研究機関等の相互協力を図る筑研協とともに、研究機関の組織を超えた研究融合のあり方を検討する。

#### 研究機関の融合化を推進するための新たなシステムの追求

産学官連携のモデルとなる独立行政法人研究機関や大学の連携による共同研究体の設置や大学システムのあり方について検討する。

また、サイエンスフロンティア21構想のなかで、茨城大学大学院において平成16年度に開設が見込まれる「フロンティア原子科学専攻」との連携を深めていく。

#### つくば技術経営（MOT）プログラム

現在、(株)つくば研究支援センターにおいて産業界、筑波大学、早稲田大学、国際大学等の協力を得ながら、つくばの研究機関における研究者向けの技術経営のプログラム開発を行っており、15年度内にその試行をおこなうこととしている。

平成16年度以降の技術経営専門大学院大学などの設置について、その際、特区制度による規制緩和の活用も念頭において検討する。

### (2) 産学官連携のための規制緩和

つくば・東海・日立地域において融合研究と新事業創出を促進するため、規制緩和を積極的に利用する。

#### 兼業

国立大学教員等の兼業承認については、承認権限が学長等に委任などの手続きの簡素化や迅速化が図られたが、兼業は時間外での活動を求められている。

研究成果を産業界に技術移転する際には移転先との協働が必須であり、技術移転活動をよりスムーズかつ効果的に行うためには、勤務時間内での兼業が必要である。また、自らの研究成果を活用して創業する際には、営業活動や協力企業との打ち合わせ、さらには官公庁等への諸手続など勤務時間内でなければ実施できない活動も多く、自らの研究成果を活用した創業を促進するためには、勤務時間内での兼業が必要である。

このため、兼業に関する特定事業を採用することにより、研究者による創業や技術移転

活動を促進するための兼業規制の緩和を進め、大学教員や研究者の兼業による研究成果の実用化、大学発ベンチャー等の創出を促進する。

・ 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業
・ 国が取得した特許権等の譲与手続の簡素化
・ 国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大

#### 大学等の機器等の民間利用の促進

大学や研究機関等の施設等の民間企業利用を促進することは、民間企業の研究開発の高度化や、研究機関等の研究で得られた成果や知見の移転、さらには民間企業と研究機関等の交流にも資するものである。

民間企業が大学等の施設や機器を利用する場合には廉価使用は大きなインセンティブになるものであるが、大学等の機器の廉価使用に際しては得られたデータ等をすべて国に提出することが求められることや、施設等の使用許可の範囲が限定的であることなどから、民間企業の利用が進んでいなかった。

このため、民間企業による大学等の施設や機器の利用に関する特定事業を活用し、知的特区内にある最先端の施設や機器の民間利用の促進による産学の連携を加速するとともに、この地域でしかできない研究を実施する企業や、最先端の研究成果を活用した企業の集積を期待するものである。

・ 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業
・ 国の試験研究施設の使用手続きの容易化事業
・ 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（施設）
・ 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（手続きの簡素化及び迅速化）

#### （３）外国人研究者等の受入れ体制の整備

産学官の連携による融合化研究を推進するために必要な外国人研究者に対して、在留期間や活動範囲の拡大を図るとともに、子女の教育環境の整備を図ることによって、トップレベルの外国人研究者の招聘を促進する。

## 国際学校等の開設

筑波研究学園都市には、官民約400の研究機関等に1万3千人強の研究者が在籍し、外国人研究者（2週間以上滞在）は3千6百人に及ぶ。これら研究者からは、インターナショナルバカロレア（全世界の大学への入学が可能となる資格）に対応した子女の教育機関の必要性がかねてより強く主張されてきた。

また、このような教育機関がないことから優秀な外国人研究者の招聘を断念せざるを得ないケースが少なからずあり、外国から帰国する日本人研究者にとっても同様の問題が生じていた。

次世代をリードする研究を推進しようとする本特区計画では、外国人研究者の招聘を容易にする滞在環境の整備についても大きなねらいとしているところである。

このため県では、「インターナショナル等調査検討委員会」を設置し、アンケート調査等を行い、つくば地区における国際学校等のあり方について検討を進めた。

この結果、つくば地区に必要な国際学校としては、外国人子女に加えて帰国子女にも対応でき、一条校であると同時にインターナショナルバカロレアにも対応する必要があるとの結論を得、これらの条件に該当する加藤学園がつくばへの意向を有していることから、茨城県及びつくば市の間で本学園を誘致する方針が固まった。本学園の設置に当たっては、構造改革特別区域研究開発学校設置等の特定事業を活用し、実現を図る。

また、2次提案で方針の固まった「学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認」についても活用していくこととしたい。

・構造改革特別区域研究開発学校設置事業（平成15年7月以降追加申請予定）
--------------------------------------

・学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認
------------------------------

第2次提案に対する対応方針
---------------

## 在留資格・期間の規制緩和

在留資格や期間の規制緩和について特定事業の活用による外国人研究者の滞在環境の改善を図るとともに、特区研究開発学校制度を活用した国際学校の開設等により、外国人研究者の受入れ体制の一層の充実を図ろうとするものである。

これらの取り組みにより、次世代をリードする研究開発を促進し、さらには外国人研究



者の参加による新事業や新産業の創出を図る。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・外国人研究者受入れ促進事業</li><li>・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</li></ul> |
|--|

#### (4) ベンチャー調達等の推進

法的な制約はないとされているものの、現在の研究機関等の調達制度では、企業の規模や売り上げ実績によって入札参加資格を決められ、ベンチャー企業等が参加しにくい状況にある。このようなことから、信用を補完する制度づくりや入札参加資格に関する運用上の内規策定の働きかけ、受注マッチングシステムの構築や共同受注体制の整備を行うことにより、ベンチャー企業の調達機会を増加させ、育成に努める。

技術力あるベンチャー企業等の研究機器等に対する入札参加機会拡大のための仕組みづくり

技術力のあるベンチャー企業等の公的研究機関からの調達を促進するため、国の研究機関などへ県の企業推薦の交付や、詳細な技術力評価（製品の性能評価、人材評価、設計・生産能力評価、保守点検能力評価等）が必要な場合、第三者機関による評価を実施する。

調達促進のための支援策

受注マッチングシステムの構築、企業データベース整備による情報提供及び情報交流、共同受注体制の推進、調達コンサルタント専門企業、設計技術者の育成を通してベンチャー企業等の調達を促進する。

いばらきバイオツール協同組合

バイオ分野におけるつくばや東海地区の大学や研究機関が必要とする機器を地域間の連携によって共同で受注・開発・製造することを目的に、平成15年4月に協同組合を設立する。

## (5) 土地利用規制の緩和

### つくば地区

筑波研究学園都市内の研究所敷地内に研究開発型企業の立地を促進するため、土地利用規制の緩和措置の導入を図ることにより、実験・試験研究工場、研究用特注製品製造工場など研究と製造などの小規模工場の立地を促進する。

### ひたちなか地区

サイエンスフロンティア21構想による研究基盤や産業集積を促進するためには、ひたちなか地区において研究関連施設、交流施設、宿泊施設、商業施設などの環境整備を図る必要がある。

このため、民間事業者の用地確保を容易にするために事業用借地権による賃貸を行うこと等によって民間事業者の初期投資を軽減し、ひたちなか地区への施設の立地を促進する必要があり、土地開発公社の所有する造成地の賃貸について、特定事業を活用するものである。

・土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
・返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加 ・返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加（貸付け可能）
第2次提案に対する対応方針

## (6) 保安・安全衛生措置等の合理化

研究機関等における1日の処理量が数リットルにも満たない小型のセル容器を使用する分析機器等であっても、都道府県知事の許可や届出が必要となっており、申請手続きを簡素化することで、研究活動の迅速化を図る。

・試験研究機関に対する高圧ガス製造事業届出手続の簡素化
-----------------------------

## (7) 研究融合・事業化のための分野別推進会議等

### バイオ・ゲノム推進会議

つくば・東海地域のバイオ分野や関連分野の世界的な研究集積をもとにした、バイオ・ゲノム分野における世界最先端の研究開発・産業集積拠点を形成に向け、産学官の関係機関の連携促進、意見の集約、事業化構想の策定・推進、基盤整備の推進を図ることを目的として平成14年11月に設立した。この中で現在、プロテオーム、バイオメディカル、イネゲノム、バイオリソースなどについて小委員会を設け、事業構想について検討を進めている。

具体例を以下に示す。

バイオメディカル分野については、平成14年度国補正予算において臨床インフォマティクスが予算化され(26億円)、筑波大学と産業技術総合研究所・島津製作所等民間企業が中心となって推進している。

これはガン、C型肝炎、アルツハイマー病等を対象に、医療情報を電子化・データベース化し、遺伝子発現プロファイルなどの遺伝子情報との関連づけを行うことで、病態診断ができる診断支援システムを開発し、地域及び全国の中核病院で臨床実験をするもので、ガンの診断マーカーを提供する筑波大学発ベンチャー企業である株式会社MCBインフォマティクスが平成15年1月に発足している。将来は、当ベンチャー企業や企業コンソーシアムが診断マーカーを用いた診断事業を、特区制度を活用した自由診療のもとで低価格で提供したい意向を有している。

### その他の分野における連携体制

今後、バイオテクノロジー以外の分野、ナノテクノロジー、IT、環境などについても研究の融合化や事業化を具体的に進めるため推進会議等を設けていきたい。

特にIT分野については、「いばらきブロードバンドネットワークの整備」やつくば地区において展開されている「つくばWAN」や「都市エリア産学官連携促進事業 - 都市生活支援インテリジェント情報技術」、「つくばスマートコリドール構想」などの様々な事業や構想の調整を図り、産学官連携・研究融合の促進に結びつける。

### つくば産業フォーラム

つくばの研究成果の活用を目的として、350社あまりの企業が参加した産学官連携による産業フォーラム(「つくばナノテクフォーラム,つくばバイオフィォーラム,つくばITフォーラム,つくばエンバイロフォーラム,循環型社会を目指すつくばフォーラム,つくば食品フォーラム,プラスチックフォーラム,つくばギガビット・ビジネスフォーラム」の6分野8フォーラム)が結成されている。この中には、つくば周辺のみならず県北の企業も多数参加している。

### 大強度陽子加速器利用研究会

日本原子力研究所をはじめとする東海地区の原子科学の研究成果の活用や、建設中の大強度陽子加速器の産業利用について検討を行うために、日本原子力研究所、(株)ひたちなかテクノセンター及び県が中心となり、地域中小企業など約70社が参加して平成13年度に設立した。

研究会では、中性子の構造解析や新材料開発への活用、施設や実験装置等の開発、原子力研究所の研究成果を活用した共同研究や製品化について検討を進めている。

### 三井物産のナノテクパークへの支援

三井物産は筑波大学等と共同で、つくば地区をはじめ全国の大学・研究所のナノテク関連の研究シーズを活用した、事業化に向けた研究開発や事業の立ち上げに取り組むナノテクパークを平成14年度に開設した。

今後本格化する同事業に対して、特区制度を活用して、兼業、機器・施設利用、外国人研究者の在留資格期間の規制緩和などにより、同事業を支援していくこととしている。

### 6 - 3 . 計画の推進方策

「つくば・東海・日立知的特区」は、複数の分野について、多くの機関や企業、及び多方面からの産学連携・地域連携のシステムづくりを検討するものである。このため、以下の推進体制を構築・運営し、計画の推進に当たる。

また、これらの検討に基づき、具体的な事業展開を体系化した「つくば・東海・日立知的特区推進プログラム」を策定する。

#### ( 1 ) 推進体制

##### 「知的特区推進委員会」の設置

官民の研究機関、大学、企業、有識者等によって構成される「知的特区推進委員会」を設け、幅広く特区における課題の提起や提言、事業評価などを行うこととしている。

##### 知的特区推進のためのワーキンググループ

知的特区推進委員会の外に、特区全体の課題について協議を行う「総括ワーキンググループ」(つくば連絡会、県北地域連絡会、筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会等から構成)や、各機関が取り組もうとする融合化を進めるプログラムや構想を協議する「融合化研究推進ワーキンググループ」を設ける。

また、課題別の検討を行う「インターナショナルスクール等調査検討委員会」、「ベンチャー調達推進ワーキンググループ」、「土地利用推進ワーキンググループ」、「保安・安全衛生推進ワーキンググループ」の5つの分野別ワーキンググループが設けられている。

##### 研究分野別に展開する組織等

知的特区やつくばエクスプレスを契機としたまちづくりを民間主導で検討する「つくば活性化懇談会」の活用、産学官共同研究や新事業創出を図るための「つくば産業フォーラム」(8分野のフォーラム)や、産業都市再生プロジェクト「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点」としてつくばにおけるバイオ・ゲノムの産業集積拠点の形成に向けた体制整備を図るための産学官で構成する「バイオ・ゲノム推進会議」、日本原子力研究所をはじめとする東海地区の原子科学の研究成果の活用や、建設中の大強度陽子加速器の産業利用につ

いて検討を行う「大強度陽子加速器研究会」を組織し、より具体的な事業展開を図ることとしている。

#### 「知的特区推進プログラム」の策定

平成15年度には、知的特区推進委員会の提言や各分野別ワーキンググループ等での検討を踏まえ、知的特区を実現するために推進すべき施策として「知的特区推進プログラム」を策定し、融合化研究の推進、研究成果産業化の推進、外国人研究者等の支援を図る。

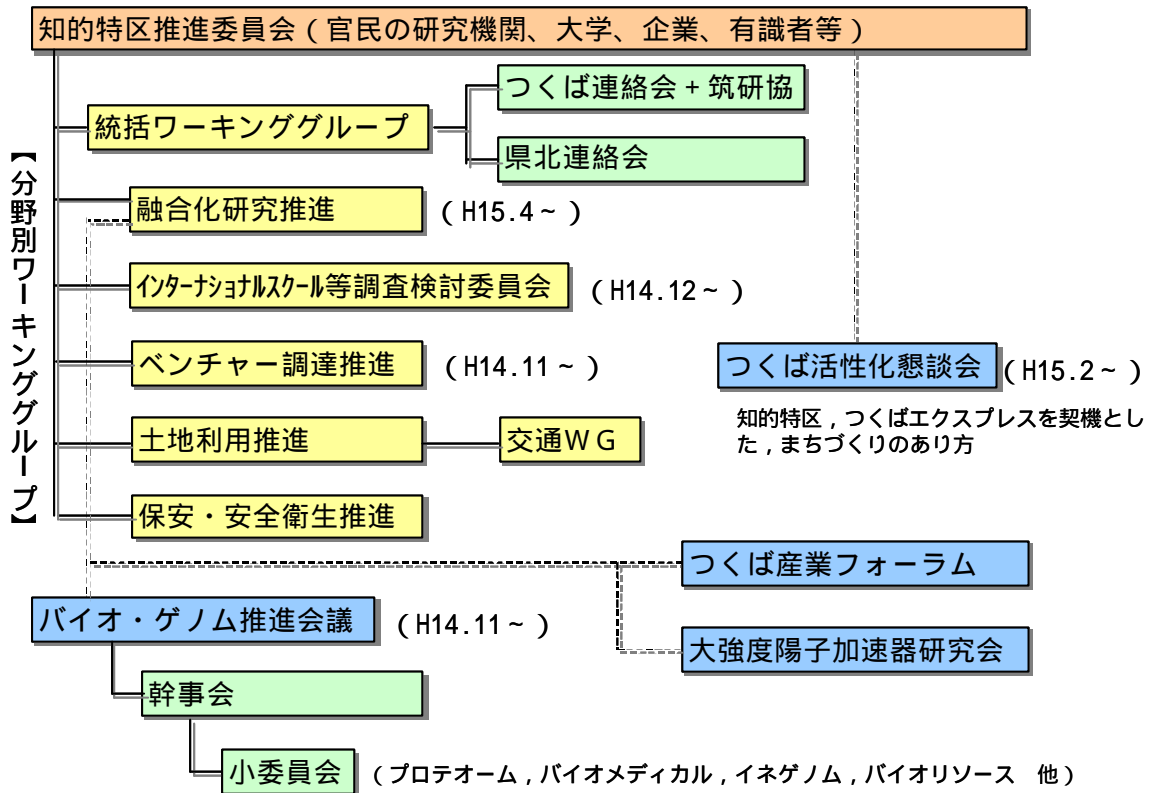


図5：知的特区推進体制

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施が当地域に及ぼす最も大きな効果は、研究者や研究機関などの知的資源の交流が活発化することで組織や分野を超えた融合化研究が加速され、互いの利点を相乗効果として高められることである。

さらには、外国人研究者の受け入れ体制を整備することでトップレベルの研究者が集積し、国際的な産学官連携の拠点が形成される。

これらのことにより生まれた研究成果を産業化に結び付ける取組みを行うことにより、研究集積をベースとしたベンチャーや新事業創出の拠点が形成される。

より具体的には、以下のような経済的社会的な効果が期待できる。

### 7 - 1 直接効果

#### (1) 融合化研究の推進による効果【国際的レベルの融合化研究・産業化の加速】

国立大学教員等や外国人研究者の兼業が可能となり、民間企業からのニーズの高い国立大学等国立研究機関の研究施設・機器の民間利用が広く進められることで、官民の融合化研究が加速され、地域内に広く存在する最先端研究基盤の相互利活用が進められる。

また、産学官の連携により融合化研究のインセンティブが高められ、領域を超えた研究のスピードアップを図ることができる。さらには 融合化研究の成果としての特許取得が加速され、特許権の売買や特許の産業利用の増加が期待できる。

以上によって当地域においては、国際的にトップレベルの融合化研究の集積が加速され、研究成果の産業への技術移転が進められることが見込まれる。

産学官が連携した共同研究数の増加：5年後に2倍

(参考)平成13年度の共同研究数

筑波大学	:	83件
物質・材料研究機構	:	165件
産業技術総合研究所	:	1,138件



## (2) 外国人研究者等の支援による効果【高密度な世界レベルの研究者集積の形成】

在留期間の延長や活動範囲の拡大により外国人研究者の長期滞在が可能となる。また、国際学校等の開設により、外国人研究者の子女の教育環境が整備されるなど、滞在環境が改善される。

これらにより、長期滞在外国人研究者数や若手外国人研究者招聘数の増加が見込まれる。

つくばにおける長期滞在外国人研究者数の増加：5年後に3,800名

(参考)平成13年度の長期滞在外国人研究者数：3,606名

平成10～13年度の増加率：年0.6%

## (3) 研究成果産業化の推進による効果【国際的な新産業育成の苗床の形成】

研究活動の融合化によって生まれた研究成果が産業化されることにより、地域内における大学・研究所発のベンチャー起業が増加し、国内外からの企業進出も加速される。また、研究機関等からの技術移転が進むことにより中小企業の新分野進出や業態転換が進められる。さらに、研究機関等の調達運用の見直しなどを通して技術力のあるベンチャー企業の育成が図られる。

以上の産業化への道筋によって当地域においては、知的集積から常に次の時代をリードする新産業・新事業を創出され、日本経済の活性化・競争力強化に寄与していく地域となることが見込まれる。

### 研究所・大学発等のベンチャー企業の増加《つくば地区》

- ベンチャー企業の増加：100社(2年後), 350社(5年後)
- 雇用者数増加：500人(2年後), 2,000人(5年後)
- 売上高増加：60億円(2年後), 210億円(5年後)

### 中小製造業の新分野進出、業態転換成功事例の誘発《東海・日立地区》

- 新分野進出等：100事業(2年後), 200事業(5年後)
- 雇用者数増加：500人(2年後), 1,000人(5年後)
- 売上高増加：60億円(2年後), 120億円(5年後)

## 7 - 2 間接効果

### ( 1 ) 外国人研究者支援の波及

外国人研究者のための生活環境の整備は日本人研究者にとっても有益であり，特に国際的に研究活動を行おうとする若い研究者を集積させる効果が期待できる。

また，国際学校等を日本人子女にも対応させることによって，教育の分野での国際化が進むことで，世界的な視野を持つ児童・生徒の育成が期待できる。

### ( 2 ) つくばエクスプレス沿線開発の促進

つくばの産業活動の活性化と，つくばエクスプレスの開通（平成 17 年度）の相乗効果により，沿線地区において人口が増加するとともに，企業立地が促進されることが期待できる。また，つくば地区において進められている「つくばスマートコリドール構想」による IT を取り入れた地域開発の促進や，IT 関連産業の立地促進などが期待できる。

つくばエクスプレス沿線開発の促進による人口増加：11 万人

### ( 3 ) ひたちなか地区開発の促進

東海・日立地区の産業活動が活発化することで，ひたちなか地区における人口が増加するとともに，土地開発公社所有地，工業団地及び国有地への企業立地が促進されることが期待できる。さらには，常陸那珂港の利用拡大や大強度陽子加速器の産業利用によるバイオ・材料関連企業の立地等も期待できる。

ひたちなか地区開発の促進（人口増加，企業立地の促進）

常陸那珂港の利用拡大

バイオ，材料関連企業の立地促進

#### ( 4 ) 日立地区における産業の再生

日立地区においては、中小製造業者への技術移転の成果による新分野進出などによって地域全体の産業再生を加速させる効果が期待できる。このことは、地域全体の産業再生の点で、産業構造転換に直面する国内他地域のモデルとなることが期待できる。

## 8 特定事業の名称

2 0 2 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業

4 0 3 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

5 0 1 , 5 0 2 , 5 0 3 外国人研究者受入れ促進事業

5 0 4 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

7 0 4 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

7 0 5 国の試験研究施設の使用手続きの容易化事業

8 1 3 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

8 1 5 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「つくば・東海・日立知的特区」計画では、県の企業立地やベンチャー等に対する優遇税制等や、様々な主体により地域において展開されている「産学官の連携により新産業の創出を目指す」取り組みと十分な連携を取り、全体として一体的な施策を実施していくことで、目標達成に向け相乗的な効果を生み出していく。それら関連する事業について、整理すると以下の通りである。

### 企業立地及びベンチャー新事業に対する優遇税制

産業活性化と雇用機会の創出を図るため、平成15年4月から3年間、県内に事務所や事業所を新設又は増設し、原則5人以上の従業員数を増加した法人に対して、法人事業税・不動産取得税の課税免除を実施し、また、市町村の協力を得て、固定資産税についても課税免除を行うことにより、企業立地を促進する。

また5人未満の場合でも、創業等を目的とする支援施策等を受けている法人等についても適用する予定である。

なお、本措置は、本県が提案している知的特区をはじめとする特区構想を後押しすることもねらいとしている。

### つくば発新産業創出プログラム

つくばをベンチャー・新事業発信の拠点さらには知識産業集積の拠点とするために、平成13年11月に策定した行動計画である。知的特区の事業展開によって事業の充実と加速を図る。

### 県北地域産業活性化プログラム

日立地区を中心とした県北臨海地域の産業活性化のため、地域連携と産学官連携の仕組みの強化、経営力強化により、新たな分野への挑戦などを支援するために、平成14年7月に策定した。知的特区の事業展開によって事業の充実と加速を図る。

## サイエンスフロンティア 2.1 構想及び同基本計画

日本原子力研究所と高エネルギー加速器研究機構が共同で建設中の大強度陽子加速器などを核として、その周辺地域に総合的原子科学の世界的な研究開発拠点として「つくば」と並ぶ新たな科学技術フロンティアの形成を目指す構想を平成14年4月に策定した。またこれに基づく基本計画を平成15年4月（予定）に策定し、つくばとこの地域を核として「科学技術立県」を目指すための基盤づくりを進めている。

### 市町村の取り組み

つくば市が平成14年度に策定した「つくば市産業戦略ビジョン」や、平成15年度から展開する「第2次日立市工業振興計画」など、知的特区内の市町村における様々な産業活性化の取り組みについて、知的特区の事業展開との連動・連携を進める。

### 日立における産学連携・地域連携の取り組み

日立商工会議所等、茨城大学、支援機関等による「ひたちものづくり協議会」を設置し、県北地域の研究シーズやつくばの研究シーズを活かすための研究会など、知的特区の事業展開と連動・連携した取り組みを行う。

- 日立とつくばの連携（日立地区産業支援センターを中心とした取り組み）
- 地域コンソーシアム形成の推進（ひたちなかテクノセンター等）

### 産業支援機関の取り組み

茨城県中小企業振興公社やつくば研究支援センター、ひたちなかテクノセンター、日立地区産業支援センターなどの産業支援機関において取り組んでいる、産学官連携や地域連携による新産業創造への施策と調整を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立大学，国立試験研究機関

特区内の独立行政法人研究機関

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

特区内の国立大学教員や独立行政法人研究機関の研究員が，自らの研究成果を活用した事業を展開する際に，勤務時間内での兼業を可能とする。これによって教員等が自らの研究成果を活用した創業を一層活発化させ，大学発や研究機関発のベンチャー企業の創出を促進する。

（特区内の国立大学等の所在）

- 高エネルギー加速器研究機構（つくば市）
- 筑波大学（つくば市）
- 茨城大学（水戸市，日立市（工学部），阿見町（農学部））
- (独)産業技術総合研究所（つくば市）
- (独)物質・材料研究機構（つくば市）
- (独)農業技術研究機構（つくば市）
- その他，つくば市内に14の独立行政法人研究機関が所在

### 5 当該規制の特例措置の内容

国立大学教員等の兼業承認については，承認権限が学長等に委任などの手続きの簡素化や迅速化が図られた。しかし，兼業は時間外での活動を求められている。

自らの研究成果を活用して創業する際には，営業活動や協力企業との打ち合わせ，さらには官公庁等への諸手続など勤務時間内でなければ実施できない活動も多く，自らの研究成果を活用した創業を促進するためには，勤務時間内での兼業が必要である。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（４０３）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

茨城県土地開発公社

研究関連施設，交流施設，宿泊施設，商業施設等の用に供する事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

ひたちなか地区に所有する土地開発公社所有地において、研究関連施設、交流施設、宿泊施設、商業施設など国際的な研究のための環境整備を図るために、民間事業者等に事業用借地権を設定し賃貸する。

具体的には、平成１５年度早期に募集を行い、夏頃には事業者を決定する予定であり、当地区の特性に注目し、商業施設などの進出を希望しているＡ社が既に応募の意向を示し、Ｂ社も応募を検討中である。

### 5 当該規制の特例措置の内容

研究機能及び産業基盤等の集積を高め、新産業・新事業の創出に繋げるためには、様々な研究成果の技術移転や産学官の共同研究を促進し産業へ波及させるための研究関連施設、また、研究成果や先端技術に関する情報提供の場及び交流会を開催するための交流施設や宿泊施設、さらに、国内外から多くの研究者や技術者の快適な生活環境のために交流や余暇といった機能を併せもつ商業施設など国際的な研究のための環境整備が図れるような都市づくりが必要である。

上記のような環境整備のための施設を立地誘導するためには、土地開発公社保有地において、処分を基本としながらも、企業ニーズを考慮すると、事業用借地権による賃貸により、都市づくりの先導役となるような施設の立地を図る必要がある。

当該造成事業用地は、ひたちなか市新光町２７、３０、３５、３９、４１番地である（別添図面参照）。また、今回の公募対象地は、ひたちなか市新光町３５番地である。



別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501，502，503）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に所在する下記研究機関に従事又は従事予定の外国人研究者及びその家族

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

4 特定事業の内容

特区内に立地する官民研究機関への外国人研究者の受入れの促進と滞在環境の改善により，国際レベルの知を呼び込み，研究開発の活性化と新事業・新産業の創出を図る。

具体的には下記機関とする。

研究機関	施設名	所在地	概要	特定分野
文部科学省 高エネルギー 加速器研 究機構	素粒子原子核 研究所 (中核的施設)	つくば 市大穂 1 - 1	加速器ビームを用いた物理学 研究，実験装置・手法の開発， 応用等	理学及び工 学
文部科学省 高エネルギー 加速器研 究機構	物質構造科学 研究所 (中核的施設)	同上	粒子を使った物質構造研究	理学及び工 学
文部科学省 高エネルギー 加速器研 究機構	加速器研究施 設 (中核的施設)	同上	加速器の研究開発	理学及び工 学
独立行政法 人産業総合 技術研究所	つくば第2中 央事業所 (中核的施設)	つくば 市梅園 1 - 1 - 1	・経済産業省系列の独立行政法 人 ・ソフトウェア技術，システム 技術の研究開発	理学及び工 学

独立行政法人産業総合技術研究所	つくば第5中央事業所 (中核的施設)	つくば市東 1 - 1	・分野横断的なナノテク技術や共通基盤技術の先導的、先進的な研究開発 ・革新的材料・化学プロセス技術の研究開発	理学及び工学
三井物産(株)	ナノテクパーク (中核的施設) (平成15年4月1日開所)	つくば市高野台 2 - 1	ナノテクを核とした大学の研究シーズに基づく共同研究開発から事業化まで	理学及び工学

## 5 当該規制の特例措置の内容

つくばには、国立試験研究機関、独立行政法人、大学等が36機関、民間研究機関が75機関集積し、年間約3,600名(2週間以上滞在)もの外国人研究者が滞在する国際的な研究都市であり、生命科学、ナノテク・材料、情報技術等の研究分野の中核となる研究施設や関連する研究を行う製薬、化学、電機メーカー等民間の研究所が集積している。他方、東海地区は、日本原子力研究所をはじめとする原子力関連研究施設が集積する日本の原子力センターとなっており、現在建設中のJ-PARC(大強度陽子加速器)により、生命科学や物質・材料科学、エネルギー等の研究において、つくばと相補的な研究開発と、産業集積のある日立地区からの新事業・新産業の創出が見込まれ、更なる飛躍が期待される地域となっている。

これら研究機関に勤務する外国人研究者のなかには、3年以上にわたり在留し、研究に従事する者が少なからずいるが、期間更新手続が負担となっているなど積極的に外国人研究者を受け入れる体制には至っていない。また、今後も各研究機関において、長期に従事する外国人研究者の受け入れが見込まれることから、当該規制の特例措置により、既在留外国人の滞在環境の改善のみならず、積極的に外国人研究者を世界から呼び込み、トップレベルの研究開発を促進しようとするものである。さらに、特区研究開発学校制度を活用した国際学校の開設により、外国人研究者の受入れ体制がより一層充実する。

なお、既にこのような研究機関の集積に着目し、これらの研究シーズをもとに共同研究から事業化までを推進しようとする民間研究機関が進出しており、外国人研究者の受け入れも整えようとしていることから、今後、関連する研究施設の集積や関連産業の発展、あるいは外国人研究者による研究成果を生かした新事業・新産業の創出が見込まれるところである。

別紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に所在する下記研究機関に従事又は従事予定の外国人研究者及びその家族

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

4 特定事業の内容

特区内に立地する官民研究機関への外国人研究者の受入れの促進と滞在環境の改善により、国際レベルの知を呼び込み、研究開発の活性化と新事業・新産業の創出を図る。

具体的には下記機関とする。

研究機関	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
文部科学省高エネルギー加速器研究機構	素粒子原子核研究所 (中核的施設)	つくば市大穂 1 - 1	加速器ビームを用いた物理学研究, 実験装置・手法の開発, 応用等	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)
文部科学省高エネルギー加速器研究機構	物質構造科学研究所 (中核的施設)	同上	粒子を使った物質構造研究	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)

文部科学省高エネルギー加速器研究機構	加速器研究施設 (中核的施設)	同上	加速器の研究開発	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)
独立行政法人産業総合技術研究所	つくば第2中央事業所 (中核的施設)	つくば市梅園 1 - 1 - 1	・経済産業省系列の独立行政法人 ・ソフトウェア技術,システム技術の研究開発	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)
独立行政法人産業総合技術研究所	つくば第5中央事業所 (中核的施設)	つくば市東 1 - 1	・分野横断的なナノテク技術や共通基盤技術の先導的,先進的な研究開発 ・革新的材料・化学プロセス技術の研究開発	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)
三井物産(株)	ナノテクパーク (中核的施設) (平成15年4月1日開所)	つくば市高野台 2 - 1	ナノテクを核とした大学の研究シーズに基づく共同研究開発から事業化まで	研究活動及び研究成果を活用した事業活動(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む)

## 5 当該規制の特例措置の内容

つくばには、国立試験研究機関、独立行政法人、大学等が36機関、民間研究機関が75機関集積し、年間約3,600名(2週間以上滞在)もの外国人研究者が滞在する国際的な研究都市であり、生命科学、ナノテク・材料、情報技術等の研究分野の中核となる研究施設や関連する研究を行う製薬、化学、電機メーカー等民間の研究機関が集積している。他方、東海地区は、日本原子力研究所をはじめとする原子力関連研究施設が集積する日本の原子力センターとなっており、現在建設中のJ-PARC(大強度陽子加速器)により、

生命科学や物質・材料科学，エネルギー等の研究において，つくばと相補的な研究開発と，産業集積のある日立地区からの新事業・新産業の創出が見込まれ，更なる飛躍が期待される地域となっている。

これら研究機関に勤務する外国人研究者のなかには，3年以上にわたり在留し，研究に従事する者が少なからずいるが，期間更新手続が負担となっているなど積極的に外国人研究者を受け入れる体制には至っていない。また，今後も各研究機関において，長期に従事する外国人研究者の受け入れが見込まれることから，当該規制の特例措置により，既在留外国人の滞在環境の改善のみならず，積極的に外国人研究者を世界から呼び込み，トップレベルの研究開発を促進しようとするものである。さらに，特区研究開発学校制度を活用した国際学校の開設により，外国人研究者の受入れ体制がより一層充実する。

なお，既にこのような研究機関の集積に着目し，これらの研究シーズをもとに共同研究から事業化までを推進しようとする民間研究機関が進出しており，外国人研究者の受入れも整えようとしていることから，今後，関連する研究施設の集積や関連産業の発展，あるいは外国人研究者による研究成果を生かした新事業・新産業の創出が見込まれるところである。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立大学，国立試験研究機関

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

つくば・東海・日立知的特区内に集積している大学や研究機関等には，高度かつ最先端の国の研究施設等が整備されている。これらの施設等の民間企業利用を促進することは，民間企業の研究開発の高度化だけでなく，研究機関等の研究で得られた成果や知見の移転，さらには民間企業と研究機関等の交流にも資するものである。

しかし，民間企業のニーズは，特定の施設を利用したいというだけでなく，分析法の検討や得られたデータの解析など，事前・事後のコンサルティングが必要な場合も多い。

このようなことから県では，

特区内に整備された研究施設等に対する民間企業のニーズの把握

民間企業からの依頼を受け付けるとともに，依頼内容の分析と最適な研究機関等の選定等を行う調整機関の整備

事業の円滑化を図るための調整機関と研究機関等によるネットワークづくり

等の事業を展開し，知的特区内に整備されている国内有数の研究施設等の民間利用の拡大と，これによる産学の研究交流を推進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

民間企業のニーズは不定期に発生する。このニーズに対応するためには，研究施設等を保有する研究機関等の使用手続きの迅速化を図ることが必要である。

本特定事業では，従来の財務大臣への協議が不要となることから，使用手続きの迅速化が期待できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立大学，国立試験研究機関

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

つくば・東海・日立知的特区内に集積している大学や研究機関等には，高度かつ最先端の国の研究施設等が整備されている。これらの施設等の民間企業利用を促進することは，民間企業の研究開発の高度化だけでなく，研究機関等の研究で得られた成果や知見の移転，さらには民間企業と研究機関等の交流にも資するものである。

しかし，民間企業のニーズは，特定の施設を利用したいというだけでなく，分析法の検討や得られたデータの解析など，事前・事後のコンサルティングが必要な場合も多い。

このようなことから県では，

特区内に整備された研究施設等に対する民間企業のニーズの把握

民間企業からの依頼を受け付けるとともに，依頼内容の分析と最適な研究機関等の選定等を行う調整機関の整備

事業の円滑化を図るための調整機関と研究機関等によるネットワークづくり

等の事業を展開し，知的特区内に整備されている国内有数の研究施設等の民間利用の拡大と，これによる産学の研究交流を推進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

これまでの規制では大学等の施設等の使用許可の範囲が限定的であったが，民間利用を促進することは，研究成果・知見等の移転や産学の交流にも資するものであり，このためには民間利用の使用許可範囲の拡大が必要である。

本特定事業では，使用許可の範囲が拡大されており，民間利用の促進が期待できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（８１３）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

筑波大学

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

つくば・東海・日立知的特区内に集積している大学や研究機関等には、高度かつ最先端の国の研究施設等が整備されている。これらの施設等の民間企業利用を促進することは、民間企業の研究開発の高度化だけでなく、研究機関等の研究で得られた成果や知見の移転、さらには民間企業と研究機関等の交流にも資するものである。

しかし、民間企業のニーズは、特定の施設を利用したいというだけでなく、分析法の検討や得られたデータの解析など、事前・事後のコンサルティングが必要な場合も多い。

このようなことから県では、

特区内に整備された研究施設等に対する民間企業のニーズの把握

民間企業からの依頼を受け付けるとともに、依頼内容の分析と最適な研究機関等の選定等を行う調整機関の整備

事業の円滑化を図るための調整機関と研究機関等によるネットワークづくり

等の事業を展開し、知的特区内に整備されている国内有数の研究施設等の民間利用の拡大と、これによる産学の研究交流を推進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

国有施設等の廉価使用は、民間企業の利用促進を図る上で有効であり、特に中小企業やベンチャー企業にとっては大きなインセンティブである。しかし、現行規定では、廉価使用に際しては、得られた研究データ等をすべて国に提出することとなっており、最先端の研究を実施しようとする民間企業にとっては、大きな障害となっている。

このため、当該規制の特例措置を適用することは、施設等の民間企業利用の促進による研究成果の移転や実用化、さらには民間企業と研究機関等の研究交流を図る上で大きな要素となるものである。

知的特区内には、世界でも有数の施設や人的資源が集積しており、施設等の民間企業利



用を促進することにより，この地域でしかできない研究を実施する機関や，これらの施設等から生まれた最先端の研究成果を活用したベンチャー企業等の集積が期待できる。

中核となる国の研究機関 : 筑波大学

特定分野 : 理学，工学，医学，体育科学

交流の実績 : 上記特定分野における筑波大学の民間企業との共同研究実績は平成11年度30件，平成12年度50件，平成13年度は83件であり，増加傾向にある。

交流促進の寄与 :

筑波大学では，平成15年6月の完成を目指して次のような機能を有する体育総合実験棟の整備を進めている。

スポーツ技術，改善のための映像と力学データの収集

スポーツ選手のリハビリのための治療実験・治療改善

メンタル・カウンセリング

平成14年7月に健康増進に関するベンチャーを創業した同大学体育科学系A講師が事業活動への同実験棟を含めた大学の施設の利用意向を示しており，さらに平成15年度前半にスポーツ関連のベンチャー立ち上げを目指しているB教授も同様の意向を示している。

このようなことから，大学の施設利用による交流促進は，当該特定分野の研究成果の実践と，実践で得られた課題のフィードバックによる研究の高度化に資するものと考えられる。

また，同実験棟は国内でも有数の体育科学に関する施設であり，県が実施する機器利用ネットワークにより民間利用の拡大が期待できる。

国以外の施設の集積見込み：

既に2社（内1社は平成15年度前半創業予定）のベンチャーの利用意向が示されているが，うち1社はつくば市内で事業を展開している。また，健康産業は成長が期待される産業分野であるとともに，同実験棟は体育科学に関する国内有数の施設であることから，その周辺へ当該特定分野と関連する研究等を行うベンチャー創業や既存企業の進出による企業の集積が期待できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（ 8 1 5 ）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

筑波大学

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

つくば・東海・日立知的特区内に集積している大学や研究機関等には、高度かつ最先端の国の研究施設等が整備されている。これらの施設等の民間企業利用を促進することは、民間企業の研究開発の高度化だけでなく、研究機関等の研究で得られた成果や知見の移転、さらには民間企業と研究機関等の交流にも資するものである。

しかし、民間企業のニーズは、特定の施設を利用したいというだけでなく、分析法の検討や得られたデータの解析など、事前・事後のコンサルティングが必要な場合も多い。

このようなことから県では、

特区内に整備された研究施設等に対する民間企業のニーズの把握

民間企業からの依頼を受け付けるとともに、依頼内容の分析と最適な研究機関等の選定等を行う調整機関の整備

事業の円滑化を図るための調整機関と研究機関等によるネットワークづくり

等の事業を展開し、知的特区内に整備されている国内有数の研究施設等の民間利用の拡大と、これによる産学の研究交流を推進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

国有施設等の廉価使用は、民間企業の利用促進を図る上で有効であり、特に中小企業やベンチャー企業にとっては大きなインセンティブである。しかし、現行規定では、廉価使用に際しては、得られた研究データ等をすべて国に提出することとなっており、最先端の研究を実施しようとする民間企業にとっては、大きな障害となっている。

このため、当該規制の特例措置を適用することは、施設等の民間企業利用の促進による研究成果の移転や実用化、さらには民間企業と研究機関等の研究交流を図る上で大きな要素となるものである。

知的特区内には、世界でも有数の施設や人的資源が集積しており、施設等の民間企業利

用を促進することにより，この地域でしかできない研究を実施する機関や，これらの施設等から生まれた最先端の研究成果を活用したベンチャー企業等の集積が期待できる。

中核となる国の研究機関 : 筑波大学

特定の分野 : 理学，工学，医学，体育科学

交流の実績 : 上記特定分野における筑波大学の民間企業との共同研究実績は平成11年度30件，平成12年度50件，平成13年度は83件であり，増加傾向にある。

交流促進の寄与 :

筑波大学では，平成15年6月の完成を目指して次のような機能を有する体育総合実験棟の整備を進めている。

スポーツ技術，改善のための映像と力学データの収集

スポーツ選手のリハビリのための治療実験・治療改善

メンタル・カウンセリング

平成14年7月に健康増進に関するベンチャーを創業した同大学体育科学系A講師が事業活動への同実験棟を含めた大学の施設の利用意向を示しており，さらに平成15年度前半にスポーツ関連のベンチャー立ち上げを目指しているB教授も同様の意向を示している。

このようなことから，大学の施設利用による交流促進は，当該特定分野の研究成果の実践と，実践で得られた課題のフィードバックによる研究の高度化に資するものと考えられる。

また，同実験棟は国内でも有数の体育科学に関する施設であり，県が実施する機器利用ネットワークにより民間利用の拡大が期待できる。

国以外の施設の集積見込み :

既に2社（内1社は平成15年度前半創業予定）のベンチャーの利用意向が示されているが，うち1社はつくば市内で事業を展開している。また，健康産業は成長が期待される産業分野であるとともに，同実験棟は体育科学に関する国内有数の施設であることから，その周辺へ当該特定分野と関連する研究等を行うベンチャー創業や既存企業の進出による企業の集積が期待できる。

